

2026 年度 大和証券財団 助成応募 FAQ

本 FAQ は、今年度および過去の募集時に寄せられたお問い合わせの中から、特に多かったご質問をまとめたものです。

募集要領や「申請についての注意事項」に記載している内容に関するご質問についても掲載していますので、お問い合わせの前にあわせてご確認ください。

申請をご検討いただく際や申請書を作成いただく際の参考として、ご活用いただければ幸いです。

最初に確認していただきたい重要ポイント

項目	要点
申請方法	今年度はオンライン申請のみで、紙・郵送申請は受け付けていません。
締切	2026 年 9 月 15 日(火)17 時までです。時間厳守です。
コメント	社会福祉協議会、行政、共同募金会の窓口担当者に記入を依頼してください。
代表者・連絡担当者	同一人物、同一世帯、同一住所は不可です。必ず別の方を登録してください。
助成対象期間	助成対象となる支出は、2027 年 1 月 1 日(金)から 12 月 31 日(金)迄です。
重複応募	ボランティア活動助成と子ども支援活動助成への同時応募はできません。

1. 申請方法・申請システムについて

Q1. 申請は紙でもできますか。

いいえ。2026 年度からオンライン申請システム「Graain」による申請のみとなります。郵送や紙の申請書による受付は行っていません。

Q2. スマートフォンから申請できますか。

パソコンからの申請をお願いいたします。スマートフォンでは画面が正しく表示されない、入力欄が操作しづらいなどの可能性があります。

Q3. Graain のアカウント登録は誰のメールアドレスで行えばよいですか。

団体として継続的に確認できるメールアドレスで登録してください。採択等のご案内や、申請内容に関する連絡は、アカウント登録時のメールアドレス宛に行います。個人の都合で確認できなくなるがないよう、団体内で確実に管理できるアドレスを推奨します。

Q4. 説明会はありますか。

現時点では個別の説明会は実施していません。申請システム内の入力例、募集要領、申請についての注意事項をご確認ください。不明点がある場合は、事務局へお問い合わせください。

2. 代表者・連絡担当者について

Q5. 代表者と連絡担当者は同じ人でもよいですか。

できません。代表者と連絡担当者は、必ず別の方を登録してください。

Q6. 代表者と連絡担当者が夫婦・親子・同一住所でもよいですか。

できません。代表者と連絡担当者が同一世帯、夫婦、親子、同一住所などの場合は不可としています。

Q7. なぜ同一人物や同一世帯ではだめなのですか。

助成金は申請から採択後、贈呈式、助成金の交付、活動報告書の提出まで、継続的な連絡が必要です。代表者と連絡担当者が同一人物または同一世帯の場合、病気、転居、メール確認漏れなどが起きた際に、団体全体と連絡が取れなくなるリスクを避けるためです。

Q8. 代表者がメールを使えない場合はどうすればよいですか。

連絡可能なメールアドレスは必須です。代表者本人がメールを使用できない場合でも、採択後に財団との連絡を責任持って確認し、団体内で共有できる運営メンバーのメールアドレスを登録してください。

Q9. 連絡担当者はどのような人が望ましいですか。

会計担当者、事務局担当者など、申請内容や助成金の使途、活動報告に関わる実務を把握している方が望ましいです。

3. 活動状況に関するコメントについて

Q10. 「活動状況に関するコメント」は誰に書いてもらえばよいですか。

社会福祉協議会(地区社協を除く)、行政(県庁、市役所、区役所等の担当部署)、または共同募金会の窓口担当者にご依頼ください。

Q11. なぜ指定された団体・機関からのコメントでなければ認められないのですか。

全国から多数の申請を受け付ける中で、公平性と客観性を確保するためです。申請書には団体自身による説明が記載されますが、それに加えて、地域での活動実態を客観的に把握できる第三者からのコメントをお願いしています。※推薦文ではありません。

Q12. 社協や行政との関係がありません。この場合は応募できませんか。

応募自体を直ちにお断りするものではありませんが、コメントの提出は必要です。募集期間中に、団体の活動内容や地域での取り組みを説明し、該当する機関にコメントを依頼してください。ただし、依頼先に無理に記入を求めるのではなく、活動内容を理解いただいたうえで協力をお願いしてください。※推薦文ではありません。

Q13. 学校の先生にコメントを書いてもらうことはできますか。

学校教員によるコメントは、原則として対象外です。社会福祉協議会、行政、共同募金会の窓口担当者にご依頼ください。

Q14. NPO 法人、公益財団法人、申請団体の関係団体にコメントを書いてもらえますか。

原則として対象外です。コメントは、社会福祉協議会、行政、共同募金会の窓口担当者に依頼してください。助成金の支出先となる団体、申請団体の利害関係団体・関係者はコメントできません。

Q15. 市役所や区役所の担当部署でもよいですか。

はい。行政には県庁だけでなく、市区町村の担当部署も含まれます。活動内容を把握している担当部署がある場合は、そちらへご依頼ください。

Q16. 対象外となっている「地区社協」とは何ですか。

コメント依頼先の対象外となっている地区社協とは、地域単位で活動する民間の地域団体等を指します。募集要領で対象としているのは、都道府県・市区町村の社会福祉協議会です。判断に迷う場合は、依頼先が市区町村の社会福祉協議会として法人格を有する組織かどうかをご確認ください。

Q17. コメントには何を書いてもらえばよいですか。

日ごろの活動状況、地域での活動実態、申請団体とのかかわりなどを、できるだけ具体的に記入してもらってください。コメント用紙に記載されている「記入のポイント」を参考にしてください。
※推薦文ではありません。

Q18. コメントは手書きでも可能でしょうか。

手書き、パソコン入力のいずれでも構いません。コメントの用紙は当財団のホームページからダウンロードできますので、コメント依頼先の PC からでもダウンロードしてそのままパソコンでコメントを入力することが可能です。記入後は PDF 形式に変換し、ファイル名に団体名を設定して申請システムへアップロードしてください。

4. 応募資格・助成区分について

Q19. ボランティア活動助成と子ども支援活動助成の両方に応募できますか。

できません。同時募集の両助成へ同時に応募することはできません。団体の活動内容、応募資格、助成金額、助成期間等を確認し、いずれか一方を選んでください。

Q20. ボランティア活動助成の応募資格を教えてください。

5 名以上で支援活動を運営し、営利を目的としない団体が対象です。任意団体、NPO 法人、財団法人、社団法人、大学のボランティアサークル等が含まれます。活動実績は問いませんが、設立して間もない団体は、助成対象期間の活動予定が決まっていることが必要です。

Q21. 子ども支援活動助成の応募資格を教えてください。

20 名以上で支援活動を運営し、営利を目的としない団体が対象です。活動実績が 5 年以上あり、かつ当財団を含め過去の助成実績(補助金含む)が 2 回以上ある団体に限ります。

Q22. 町内会や小規模団体でも応募できますか。

募集要領の応募資格を満たしていれば申請可能です。団体の規模や名称だけで一律に対象外とはしていません。

Q23. 大学のゼミやサークル活動でも応募できますか。

募集要領の応募資格を満たし、助成対象期間内に実施する活動計画がある場合は、申請可能です。代表者や連絡担当者、コメント依頼先についても要件を満たすよう確認してください。

Q24. 過去に大和証券財団の助成を受けた団体も応募できますか。

ボランティア活動助成では、2023 年度以降(第 30 回から第 32 回)に当財団から助成を受けた団体は応募資格の対象外です。ただし、大規模自然災害の被災者支援活動については、2023 年度以降に助成を受けた団体でも申請可能です。

5. 助成対象期間・支出時期について

Q25. 助成対象期間はいつですか。

2027 年 1 月 1 日(金)から 2027 年 12 月 31 日(金)までです。領収書の日付もこの期間内である必要があります。

Q26. 2026 年中に購入した物品や支払った費用は対象になりますか。

対象になりません。助成対象期間内に支出した費用が対象です。対象期間外に発生した立ち上げ費用や事前購入費用は、助成金の対象外です。

Q27. 活動予定は日付まで決まっていないと申請できませんか。

助成対象期間内の活動計画があることが前提です。イベント等の具体的な日付が未定の場合でも、春、夏、月 1 回程度など、現時点で想定している時期や頻度を記入してください。

6. 助成対象経費について

Q28. 食材費やお弁当代は助成対象ですか。

活動に必要なものであれば対象になります。子ども食堂、サロン活動、交流会、相談会等で提供する食材、弁当、軽食などは、活動の趣旨に沿う場合、申請可能です。

Q29. 謝金は助成対象ですか。

講師、外部協力者、活動に必要な出演者等への謝金は対象となる場合があります。ただし、団体メンバーに対する謝金は対象外です。

Q30. 会場費や活動場所の家賃は助成対象ですか。

活動に必要な会場費、居場所等の運営に必要な家賃等は対象となる場合があります。ただし、団体の通常の事務所家賃、人件費、光熱費等の一般的な運営費は対象外です。

Q31. 活動場所が居住を兼ねている場合の賃料は対象ですか。

居住を兼ねる場所の賃料は、活動費として明確に区分しにくいいため、原則として慎重な確認が必要です。活動のみの使用であり、団体名での領収書が発行可能な場合は申請対象となる可能性があります。

Q32. 修繕費は助成対象ですか。

活動に必要な設備や備品等の修繕費は対象となる場合があります。ただし、団体メンバー個人が所有する建物等の修繕は、個人への利益供与につながる可能性があるものは対象外です。

Q33. 交通費・旅費・宿泊費は対象ですか。

活動に必要な交通費、旅費、宿泊費は対象となります。報告時には、使途明細や団体名を明記した領収書等により支出内容を確認できるようにしてください。

Q34. 車両関連費は対象ですか。

活動に必要な燃料費、高速道路料金、車両借上料等は対象となります。個人所有車両に関する保険料など、団体活動との区分が難しい費用は対象外となる場合があります。

Q35. 備品や消耗品は対象ですか。

活動に必要な備品、消耗品、通信費、制作費等は対象となります。申請時には、活動目的との関係が分かるよう具体的に記入してください。

Q36. 助成金の使途内訳は 1 円単位で入力できますか。

使途内訳は 1,000 円単位で入力してください。

7. 収支・財源状況、他助成との関係について

Q37. 昨年度の財源状況で余剰金・繰越金はどのように入力しますか。

収入・支出の合計が同額になるよう、支出側に「繰越金」または「次期繰越金」として入力してください。前期からの繰越金がある場合には、「前期繰越金」として入力してください。

Q38. 他の助成金と同時に申請できますか。

他の助成制度へ申請すること自体は可能です。ただし、同一の購入品や同一の使途に対して二重に助成を受けることは認められません。複数の助成を受ける場合は、どの経費にどの助成金を充当するかを明確にしてください。

Q39. 旅費が総額 100 万円かかる場合、大和証券財団の助成 30 万円、他助成 40 万円、自己負担 30 万円のように分担できますか。

可能です。活動報告時に、当財団助成金を充当した部分の使途明細と、団体名を明記した領収書等を提出できるよう整理してください。

8. 採択・採択後の手続きについて

Q40. 採択結果はいつ分かりますか。

2026 年 12 月中旬までに、アカウント登録時のメールアドレス宛に連絡されます。

Q41. 採択された場合、団体名義の口座は必要ですか。

はい。採択された場合は、申請団体名義の預貯金口座が必要です。助成金は贈呈式終了後 10 日前後に当該口座へ振り込まれます。

Q42. ポスター等に「大和証券財団からの助成」と記載する必要はありますか。

財団名の掲載について、特段の取り決めはありません。必要に応じて団体内でご判断ください。

Q43. 採択倍率を教えてください。

採択倍率は公開しておりません。